## 第9-15表 障害者雇用対策

Table 9-15: Employment measures for the disabled

	日本	ドイツ	フランス
根拠法	障害者の雇用の促進等に関す	社会法典第9編(SGBIX)	労働法典L5212-1~, L5213-1
	る法律		~
対象者	身体障害,知的障害または精神 障害があるため,長期にわたり, 職業生活に相当の制限を受け, 職業生活を営むことが著しく困 難な者。	以上の者) ・重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で,障害が職業上影響を及ぼす場合) ・障害が直度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる,障害のある若者	身体的,知的,精神的機能化定 は感覚器官の機能の悪化に り雇用を獲得としている全 後に が現実に裁務制度の受益権 を を を の を の を の を の と の と の と の の を る。 雇 は 、 CDAPH ( に っ の 会 を を し に り に る と に る と に る と の の 会 る を に の と し に り に り に り に り に り に り こ と い と ら い と ら と ら と ら と ら と ら と ら と と ら と ら
雇用主への制	[法定雇用率の義務づけ] (2013年4月からの規制)常用雇用労働者数が50人以上の一般民間企業事業主に対し、その一般用雇用労働者数の2.0%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課される(国,地方公共団体、特殊法人等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%) <sup>1)</sup> 。	象事業所は、従業員20名以上 の企業及び公的な部門である (社会法典第9編71条1項)。法 定雇用率未達成の場合企業 は納付金を納付する。なお、中 小企業については、従業員規	障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金,保護的労働セクターとの下請契約,研修での障害者
手続き	[負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の民間企業円の管害者は、不足1人につき5万付する(常用労働者200人超) <sup>2</sup> 。 (助成方法) 政府法,障境を雇用するため切案時間、1 政府法,障境を整備したりする。常名では、職場管理を行ったいる。 事者を雇用する。第20人を超時を 主に費用を動成している。 事者を雇用している場合に、人数に配置、 事業を雇用している場合に、人数にでいる。 事業を雇用している障害。 一定とり有別労働者数が200人を超達者でにでいる。 事業を雇用している障害。 一定とり、常用事業の人のの方式で、 一定とり、 一定とり、 一定とり、 一定との人のでする。 に、 一定を のいずを を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	用率の達成たより, 6 担調整を表すさる。 ・障話した業子は、情報を できる。 ・障話した。 ・障話した。 ・障話した。 ・では、 ・では、 ・では、 ・できる。 ・では、 ・できる。 ・では、 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・の数をは、 ・地間、 ・地間、 をいる。 ・できる。 ・でい。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、	[助成方法] AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障,就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金,職場改善のための資金として助成し

## 第9-15表 障害者雇用対策(続き)

Table 9-15: Employment measures for the disabled (cont.)

	アメリカ	イギリス
根拠法	より, 雇用, 公共交通, 公共的サービス, 電気 通信の分野において, 一般企業や事業者に対 し, 障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け, 義務が果たされなければ, 障害者は差別として	「1995年障害者差別禁止法」及び「2010年平等法」により,雇用,商品及びサービスの提供,並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに,教育,公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し,総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
対象者		通常の日常生活活動を行う能力に対して相当 程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又 は精神的機能障害のある状態の者。
雇用主への規制	15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募す	[雇用における差別禁止] 障害者は、障害に基づく差別(直接差別)のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や、障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申し立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
手続き等	雇用差別がある場合は,障害者等は申立を 180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に	
2/2010 LITE		 

- 資料出所 厚生労働省ウェブサイト,「平成26年版厚生労働白書」(2014年9月),(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構 障害者職業総合センター(2012年4月)調査研究報告書No.110「欧米の障害者 雇用法制及び施策の動向と課題」 フランス: 永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号
- (注) 1) 短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。
  - 2) 2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により100人超の事業主は2015年4月から対象となる。